

グリーンエネルギーCO₂削減等計画書（実績）1 グリーンエネルギーCO₂削減計画（実績）1. 1 グリーンエネルギーCO₂削減計画の名称木質バイオマス燃料を利用した発電によるCO₂排出削減1. 2 グリーンエネルギーCO₂削減計画に関わる設備（詳細）別紙1「本計画におけるグリーンエネルギーCO₂削減事業リスト（実績）」1. 参照。1. 3 グリーンエネルギーCO₂削減計画に適用される方法論

注1) 本計画に適用される方法論にチェックすること。

チェック	種別方法論 番号	種別方法論名称
☐	P001	風力発電
☐	P002	太陽光発電
☐	P003-1	バイオマス発電（鶏糞、パガス等）
☐	P003-2	バイオガス発電
☒	P003-3	木質バイオマス発電
☐	P004-1	河川に設置する新設水力発電
☐	P004-2	既設設備等に付加して設置される水力発電
☐	P005	地熱発電
☐	H001-1	太陽熱（強制循環式給湯用ソーラーシステム（単独供給方式））
☐	H001-2	太陽熱（強制循環式給湯用ソーラーシステム（複数供給方式））
☐	H001-3	太陽熱（太陽熱利用セントラルシステム（給湯・暖房））
☐	H002-1	バイオマス熱（木質バイオマス熱利用システム）
☐	H002-2	バイオマス熱（木質バイオマス蒸気供給施設（熱電供給システム））
☐	H003	雪氷エネルギー（熱交換冷水循環式雪氷エネルギー施設）

1. 4 グリーンエネルギーCO₂削減相当量の算定注1) 「グリーン電力種別方法論」又は「グリーン熱種別方法論」の4. グリーンエネルギーCO₂削減相当量の算定方法を記載すること。注2) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の個別の値（実績）については別紙1「本計画におけるグリーンエネルギーCO₂削減事業リスト（実績）」3. 参照。

$$E_{BC} = E_{BG} - E_{BS} - E_{BA}$$

$$S_B = F_B \div F_T$$

$$E_{MB} = (E_{BS} + E_{BC}) \times S_B \times CEF_{\text{electricity},t}$$

(日本ノボパン木質バイオマス発電所 2017年度)

- ・木質バイオマス発電実施期間における自家消費電力量
- ・発電電力量等の按分において、FIT等により環境価値を含んで販売しているため総販売電力量は0kWhとして算定

$$E_{BC} = E_{BG} - E_{BS} - E_{BA}$$

$$E_{BG} = 21,432,359 \text{ kWh} \quad ※1$$

$$E_{BS} = 426,617 \text{ kWh} \quad ※2$$

$$E_{BA} = 1,997,833 \text{ kWh} \quad ※3$$

$$E_{BC} = 21,432,359 \text{ kWh} - 426,617 \text{ kWh} - 1,997,833 \text{ kWh} = 19,007,909 \text{ kWh}$$

※1 発電電力量 $\times$ { 認証対象電力量 / (総販売電力量 + 認証可能電力量) } = 37,608,417 kWh $\times$ { 18,987,000 kWh / (0 kWh + 33,317,424 kWh) }

※2 販売電力量 $\times$ { 認証対象電力量 / (総販売電力量 + 認証可能電力量) } = 748,607 kWh $\times$ { 18,987,000 kWh / (0 kWh + 33,317,424 kWh) }

※3 補機電力量 $\times$ { 認証対象電力量 / (総販売電力量 + 認証可能電力量) } = 3,505,696 kWh $\times$ { 18,987,000 kWh / (0 kWh + 33,317,424 kWh) }

(石巻合板工業株式会社発電所 2017年度)

- ・木質バイオマス発電実施期間における自家消費電力量

$$E_{BC} = E_{BG} - E_{BS} - E_{BA}$$

$$E_{BG} = 13,608,931 \text{ kWh} \quad ※1$$

$$E_{BS} = 0 \text{ kWh}$$

$$E_{BA} = 273,571 \text{ kWh} \quad ※2$$

$$E_{BC} = 13,608,931 \text{ kWh} - 0 \text{ kWh} - 273,571 \text{ kWh} = 13,335,360 \text{ kWh}$$

※1 発電電力量 $\times$ { 認証対象電力量 / (総販売電力量 + 認証可能電力量) } = 18,563,870 kWh $\times$ { 13,162,000 kWh / (0 kWh + 17,954,213 kWh) }

※2 補機電力量 $\times$ { 認証対象電力量 / (総販売電力量 + 認証可能電力量) } = 373,177 kWh $\times$ { 13,162,000 kWh / (0 kWh + 17,954,213 kWh) }

(銘建工業株式会社本社工場エコ発電所 2017年度)

- ・木質バイオマス発電実施期間における自家消費電力量
- ・発電電力量等の按分において、FIT等により環境価値を含んで販売しているため総販売電力量は0kWhとして算定

$$E_{BC} = E_{BG} - E_{BS} - E_{BA}$$

$$E_{BG} = 13,475,060 \text{ kWh} \quad ※1$$

$$E_{BS} = 1,630,443 \text{ kWh} \quad ※2$$

$$E_{BA} = 1,691,601 \text{ kWh} \quad ※3$$

$$E_{BC} = 13,475,060 \text{ kWh} - 1,630,443 \text{ kWh} - 1,691,601 \text{ kWh} = 10,153,016 \text{ kWh}$$

- ※1 発電電力量 $\times$ {認証対象電力量/(総販売電力量+認証可能電力量)}=14,565,020kWh $\times$ {10,152,000kWh/(0kWh+10,973,167kWh)}
- ※2 販売電力量 $\times$ {認証対象電力量/(総販売電力量+認証可能電力量)}=1,762,325kWh $\times$ {10,152,000kWh/(0kWh+10,973,167kWh)}
- ※3 補機電力量 $\times$ {認証対象電力量/(総販売電力量+認証可能電力量)}=1,828,430kWh $\times$ {10,152,000kWh/(0kWh+10,973,167kWh)}

(津別単板協同組合バイオマスエネルギーセンター 2014 年度)

- ・木質バイオマス発電実施期間における自家消費電力量
- ・発電電力量等の按分において、FIT 等により環境価値を含んで販売しているため総販売電力量は 0kWh として算定

$$E_{BC}=E_{BG}+E_{BS}+E_{BA}$$

$$E_{BG}=27,766,410 \text{ kWh} \quad ※1$$

$$E_{BS}=3,865,837 \text{ kWh} \quad ※2$$

$$E_{BA}=864,573 \text{ kWh} \quad ※3$$

$$E_{BC}=27,766,410 \text{ kWh} + 3,865,837 \text{ kWh} + 864,573 \text{ kWh} = 23,036,000 \text{ kWh}$$

- ※1 発電電力量 $\times$ {認証対象電力量/(総販売電力量+認証可能電力量)}=27,776,310kWh $\times$ {23,036,000kWh/(0kWh+23,044,213kWh)}
- ※2 販売電力量 $\times$ {認証対象電力量/(総販売電力量+認証可能電力量)}=3,867,216kWh $\times$ {23,036,000kWh/(0kWh+23,044,213kWh)}
- ※3 補機電力量 $\times$ {認証対象電力量/(総販売電力量+認証可能電力量)}=864,881kWh $\times$ {23,036,000kWh/(0kWh+23,044,213kWh)}

(津別単板協同組合バイオマスエネルギーセンター 2015 年度)

- ・木質バイオマス発電実施期間における自家消費電力量
- ・発電電力量等の按分において、FIT 等により環境価値を含んで販売しているため総販売電力量は 0kWh として算定

$$E_{BC}=E_{BG}+E_{BS}+E_{BA}$$

$$E_{BG}=29,365,176 \text{ kWh} \quad ※1$$

$$E_{BS}=4,604,489 \text{ kWh} \quad ※2$$

$$E_{BA}=879,578 \text{ kWh} \quad ※3$$

$$E_{BC}=29,365,176 \text{ kWh} + 4,604,489 \text{ kWh} + 879,578 \text{ kWh} = 23,881,109 \text{ kWh}$$

- ※1 発電電力量 $\times$ {認証対象電力量/(総販売電力量+認証可能電力量)}=29,367,590kWh $\times$ {23,881,109kWh/(0kWh+23,883,072kWh)}
- ※2 販売電力量 $\times$ {認証対象電力量/(総販売電力量+認証可能電力量)}=4,604,868kWh $\times$ {23,881,109kWh/(0kWh+23,883,072kWh)}
- ※3 補機電力量 $\times$ {認証対象電力量/(総販売電力量+認証可能電力量)}=879,650kWh $\times$ {23,881,109kWh/(0kWh+23,883,072kWh)}

(津別単板協同組合バイオマスエネルギーセンター 2017 年度)

- ・木質バイオマス発電実施期間における自家消費電力量
- ・発電電力量等の按分において、FIT 等により環境価値を含んで販売しているため総販売電力量は 0kWh として算定

$$E_{BC} = E_{BG} - E_{BS} - E_{BA}$$

$$E_{BG} = 24,382,013 \text{ kWh} \quad ※1$$

$$E_{BS} = 3,465,702 \text{ kWh} \quad ※2$$

$$E_{BA} = 700,455 \text{ kWh} \quad ※3$$

$$E_{BC} = 24,382,013 \text{ kWh} - 3,465,702 \text{ kWh} - 700,455 \text{ kWh} = 20,215,856 \text{ kWh}$$

※1 発電電力量 $\times \{ \text{認証対象電力量} / (\text{総販売電力量} + \text{認証可能電力量}) \} = 29,226,480 \text{ kWh} \times \{ 20,215,856 \text{ kWh} / (0 \text{ kWh} + 24,232,548 \text{ kWh}) \}$

※2 販売電力量 $\times \{ \text{認証対象電力量} / (\text{総販売電力量} + \text{認証可能電力量}) \} = 4,154,304 \text{ kWh} \times \{ 20,215,856 \text{ kWh} / (0 \text{ kWh} + 24,232,548 \text{ kWh}) \}$

※3 補機電力量 $\times \{ \text{認証対象電力量} / (\text{総販売電力量} + \text{認証可能電力量}) \} = 839,628 \text{ kWh} \times \{ 20,215,856 \text{ kWh} / (0 \text{ kWh} + 24,232,548 \text{ kWh}) \}$

(菱秋木材㈱1号発電所 2015年度)

- ・木質バイオマス発電実施期間における自家消費電力量
- ・発電電力量等の按分において、FIT等により環境価値を含んで販売しているため販売電力量は0kWhとして算定

$$E_{BC} = E_{BG} - E_{BS} - E_{BA}$$

$$E_{BG} = 3,551,828 \text{ kWh} \quad ※1$$

$$E_{BS} = 455,486 \text{ kWh} \quad ※2$$

$$E_{BA} = 341,342 \text{ kWh} \quad ※3$$

$$E_{BC} = 3,551,828 \text{ kWh} - 455,486 \text{ kWh} - 341,342 \text{ kWh} = 2,755,000 \text{ kWh}$$

※1 発電電力量 $\times \{ \text{認証対象電力量} / (\text{総販売電力量} + \text{認証可能電力量}) \} = 3,556,070 \text{ kWh} \times \{ 2,755,000 \text{ kWh} / (0 \text{ kWh} + 2,758,290 \text{ kWh}) \}$

※2 販売電力量 $\times \{ \text{認証対象電力量} / (\text{総販売電力量} + \text{認証可能電力量}) \} = 456,030 \text{ kWh} \times \{ 2,755,000 \text{ kWh} / (0 \text{ kWh} + 2,758,290 \text{ kWh}) \}$

※3 補機電力量 $\times \{ \text{認証対象電力量} / (\text{総販売電力量} + \text{認証可能電力量}) \} = 341,750 \text{ kWh} \times \{ 2,755,000 \text{ kWh} / (0 \text{ kWh} + 2,758,290 \text{ kWh}) \}$

記号	定義	単位
E_{BS}	木質バイオマス発電実施期間における系統への販売電力量	kWh
E_{BC}	木質バイオマス発電実施期間における自家消費電力量	kWh
E_{BG}	木質バイオマス発電実施期間における発電電力量	kWh
E_{BA}	木質バイオマス発電実施期間における発電補機消費電力量	kWh
S_B	投入燃料に占めるバイオマス比率	%
F_B	発電に使用した木質バイオマス燃料	MJ
F_T	発電に使用した燃料合計	MJ
E_{MB}	木質バイオマス発電実施期間における排出削減量	kgCO ₂
$CEF_{\text{electricity},t}$	木質バイオマス発電実施期間における電力の二酸化炭素排出係数	kgCO ₂ /kWh

1. 5 グリーンエネルギーCO₂削減計画の認証申請期間

開始日 平成 26 年 4 月 1 日

終了日 平成 30 年 3 月 31 日

注) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の実施期間については、別紙1「本計画におけるグリーンエネルギーCO₂削減事業リスト（実績）」5. に記載すること。

1. 6 認定グリーンエネルギーCO₂削減計画からの変更項目

注) 変更申請書を提出済の場合は、変更申請書提出後に変更した項目について記載すること。

なし

2 グリーンエネルギー運営・管理計画（実績）

2. 1 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の実施者によるモニタリング方法及び報告方法

注1) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の実施者におけるモニタリング方法、及び当該実施者から運営・管理者への報告方法（体制）を記載すること。

注2) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業のモニタリング責任者及び実施者については別紙1「本計画におけるグリーンエネルギーCO₂削減事業リスト」4. 参照。

注3) 認定グリーンエネルギーCO₂削減計画から変更された点がある場合はその旨記載すること。なお、変更申請書を提出済の場合は、変更申請書提出後に変更した項目について記載すること。

(1) グリーンエネルギーCO₂削減事業実施者（発電事業者）

【1】 毎月末または毎四半期末において、モニタリング実施者およびモニタリング責任者にて、日報・月報・メーター写真・検針票・その他関連資料など、グリーン電力発電電力量を算出するために必要となる資料を作成する。

【2】 毎月初めまたは毎四半期初めにおいて、メール・FAX・郵送などにより、グリーンエネルギーCO₂削減事業実施者より運営・管理者へ報告する。

(2) 運営・管理者（証書発行事業者：日本自然エネルギー（株））

【1】 グリーンエネルギーCO₂削減事業実施者から受領したデータをもとに、各四半期のグリーン電力発電電力量を算出する。

【2】 算出したグリーン電力発電電力量について、検証機関による検証終了後、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会事務局へ報告する。

なお、グリーン電力発電電力量の計量体制を様式3-2別紙添付に示す。

2. 2 モニタリングの対象及び方法

注1) 「グリーン電力種別方法論」又は「グリーン熱種別方法論」の5. 算定根拠に係るモニタリング方法に掲げられている記号と、それに係る定義、単位、モニタリング方法を記載すること。

記号	定義	単位	モニタリング方法
E_{BS}	木質バイオマス発電実施期間における系統への販売電力量	kWh	検定済み電力計による計測、発電月報による確認
E_{BG}	木質バイオマス発電実施期間におけるバイオマス発電発電電力量	kWh	検定済み電力計による計測、発電月報による確認
E_{BA}	木質バイオマス発電実施期間におけるバイオマス発電補機消費電力量	kWh	電力計による計測又は補機容量に稼働時間を乗じた値
F_B	発電に使用した木質バイオマス	MJ	燃料計による計測又は燃料供給会社からの請求書をもとに算定
F_T	発電に使用した燃料合計	MJ	燃料計による計測又は燃料供給会社からの請求書をもとに算定
$CE_{electricity,t}$	木質バイオマス発電実施期間における電力の二酸化炭素排出係数	kgCO ₂ /kWh	デフォルト値を利用 $CE_{electricity,t} = C_{mo} \cdot (1 - f(t)) + C_a(t) \cdot f(t)$ ここで、 t : 事業開始日以降の経過年 C_{mo} : 限界電源二酸化炭素排出係数 $C_a(t)$: t 年に対応する全電源二酸化炭素排出係数 $f(t)$: 移行関数 $f(t) = \begin{cases} 0 & [0 \leq t < 1 \text{年}] \\ 0.5 & [1 \text{年} \leq t < 2.5 \text{年}] \\ 1 & [2.5 \text{年} \leq t] \end{cases}$

3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画（実績）

3. 1 グリーンエネルギーCO₂削減相当量保有予定者に関する情報

別紙2「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画（実績）」1. 参照。

3. 2 環境価値が除かれた電気価値・熱価値の帰属先に関する情報

別紙2「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画（実績）」2. 参照。

[illegible]

002-4002

種別方法論名称：木質バイオマス発電

発電所名称：菱秋木材（株）1号発電所

1. 計量体制

計量体制(電力量の計量の管理体制)	
(1)計量器維持・管理	
責任者	実施者
(2)データの測定	
責任者	実施者
(3)報告書の作成	
報告書作成者	
報告書最終承認者	
報告書受領者（証書発行事業者）	

2. モニタリング方法および提出書類

記号	定義	単位	モニタリング方法	提出書類
E _{BS}	木質バイオマス発電実施期間における系統への販売電力量	kWh	電気事業者に提出する検針報告書にて確認	検針報告書
E _{BG}	木質バイオマス発電実施期間におけるバイオマス発電発電電力量	kWh	発電電力量メーターにて確認	発電電力量メーター写真 (傍証) 月報
E _{BA}	木質バイオマス発電実施期間におけるバイオガス発電補機消費電力量	kWh	補機使用電力量メーターにて確認	補機使用電力量メーター写真
F _B	発電に使用した木質バイオマス	MJ	対象無し(バイオマス比率 100%)	対象無し
F _T	発電に使用した燃料合計	MJ	対象無し	対象無し

以上

検証結果報告書（実績）

平成 30 年 5 月 11 日

日本自然エネルギー株式会社

代表取締役社長 寺腰 優 殿

住所）東京都千代田区神田須田町 1 - 2 5

JR 神田万世橋ビル

（名称）一般財団法人 日本品質保証機構

理事 浅田 純男

印

一般財団法人日本品質保証機構は、日本自然エネルギー株式会社が作成した「グリーンエネルギーCO2削減相当量認証申請書」（排出削減事業の名称：木質バイオマス燃料を利用した発電による CO2 排出削減）について、「グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度運営規則」に基づいて独立の立場から検証を行った結果、別添「検証結果概要書」のとおり、全ての点において適正であると認めます。

検証結果概要書

一般財団法人日本品質保証機構

1. グリーンエネルギーCO2削減計画の概要

グリーンエネルギーCO2削減計画名	木質バイオマス燃料を利用した発電によるCO2 排出削減
グリーンエネルギーCO2削減計画申請者名	日本自然エネルギー株式会社
事業実施場所	①秋田県能代市鹹渚字亥の台2番地6 ②大阪府堺市堺区築港南町4番地 ③宮城県石巻市潮見町4番地3 ④岡山県真庭市勝山1209番地 ⑤北海道網走郡津別町字達美168番地 ⑥能代市字悪戸67番地の1
事業の概要	①能代バイオマス発電設備 ②日本ノボパン木質バイオマス発電所 ③石巻合板工業株式会社発電所 ④銘建工業株式会社本社工場エコ発電所 ⑤津別単板協同組合バイオマスエネルギーセンター ⑥菱秋木材㈱1号発電所
グリーンエネルギーCO2削減相当量の計画	「グリーンエネルギーCO2削減相当量配分計画」段階では保有予定者は未定で申請がされていたが、今回実績報告においては、様式3-2別紙2の配分計画（実績）のとおり
事業期間	①平成28年1月1日～平成29年3月31日 ②平成29年4月1日～平成30年3月31日 ③平成29年4月1日～平成30年3月31日 ④平成29年4月1日～平成30年3月31日 ⑤-1平成26年4月1日～平成27年3月31日 ⑤-2平成27年4月1日～平成28年3月31日 ⑤-3平成29年4月1日～平成30年3月31日 ⑥平成27年4月1日～平成28年3月31日
方法論	$E_{BC} = E_{BG} - E_{BS} - E_{BA}$ $S_B = F_B \div F_T$ $E_{MB} = (E_{BS} + E_{BC}) \times S_B \times CEF_{\text{electricity},t}$

2. 検証結果

以下に示す実施した検証手続きの概要のとおり、本申請に基づく、グリーンエネルギーCO₂削減相当量については、「グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則」に定める要件及び「方法論」並びに当機構が定めた「方法論に関する追加要件」に適合しているものと判断できる。

なお、詳細については「CO₂削減相当量検証結果一覧表」に示す。

3. 実施した検証手続の概要

排出削減量の実績及びグリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量配分計画が示され、かつ当該内容が運営規則及び方法論に適合していること	- 排出削減量の実績は、様式3-2別紙1により確認でき、また、配分計画は、様式3-2別紙2により、排出削減相当量保有予定者及び保有予定量を確認でき、残りの実績量については配分予定なしを確認した。 - 排出削減量の算定において、事業開始日以降の経過年数が2.5年以上のため、方法論「3.2電力排出係数のデフォルト値の考え方」に基づき、移行関数$f(t)$は2.5年以上であること、また系統への販売電力に付随する環境価値であることから全電源平均CO₂排出係数（送電端）を用い、また、種別方法論「P003-3木質バイオマス発電 4. グリーンエネルギーCO₂削減相当量の算定方法」の計画に基づき算定されていることを確認し適合しているものと判断できる。
認定グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画、グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量認証申請書のとおり確実に電力量又は熱量が算定され、かつ算定された電力量又は熱量に基づき方法論に従って正確にグリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量が算定されていること	種別方法論「P003-3木質バイオマス発電 4. グリーンエネルギーCO₂削減相当量の算定方法」に基づき、計画申請時に提示されたモニタリング方法のとおり、申請者提出の資料により、別紙「CO₂削減相当量検証結果一覧表」のとおり算定結果を確認した。 以上より、今回の実施期間における算定結果は、方法論に基づいて、正確にグリーンエネルギー削減相当量が算定されていると判断できる。
グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量が適切に配分されていること	今回、グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量の配分先は様式3-2別紙2により確認でき、適切に配分されているものと判断できる。なお、「配分予定なし」については、グリーン電力証書制度における証書販売と本計画の差異により生じるものであり、問題ないものと判断する。
各グリーンエネルギーCO ₂ 削減事業が適切に管理され、モニタリング対象となる項目が正確に把握されていること	様式3-2グリーンエネルギーCO ₂ 削減等計画書（実績）「2. グリーンエネルギー運営・管理計画（実績）」に基づき、様式3-2別紙1添付のとおり、計量体制が実施されていることが提出資料により確認ができ、モニタリング対象項目も提出資料により正確に把握されていることが確認できる。
認定グリーンエネルギー	今回は、認定グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画から変更された点は、なし。

CO2削減計画から変更された点（グリーンエネルギーCO2削減事業の追加を含む。）について、運営規則及び方法論に照らし適切であること	
---	--

（添付資料）

- ・ 3. の各項目の根拠資料

【検証機関作成資料】

- ・ CO2削減相当量検証結果一覧表

【申請者作成資料】

- ・ 様式3-1、3-2、3-2別紙1、3-2別紙1添付、3-2別紙2

- ・ グリーン電力認証申請書
- ・ グリーン電力認証対象電力量報告書
- ・ 認証可能電力量の確認方法
- ・ 発電実績管理表

【発電事業者作成・提出資料】

【発電事業者作成・提出資料】

- ・ EBG：発電所運転月報ならびに発電電力量計器写真
- ・ EBS：「検針結果」および「バイオマス比率」報告書
- ・ EBA：発電稼働記録
- ・ SB：「検針結果」および「バイオマス比率」報告書

・

表 1 主要材料、设备、工程单价表									
序号	材料名称	规格	单位	数量	单价	合价	备注	材料名称	规格
1	水泥	42.5	t	100	350	35000		水泥	42.5
2	砂	中	m ³	200	150	30000		砂	中
3	石子	20mm	m ³	150	120	18000		石子	20mm
4	钢筋	Φ12	t	50	4000	200000		钢筋	Φ12
5	木材	杉木	m ³	10	1000	10000		木材	杉木
6	油漆	防锈漆	kg	100	100	10000		油漆	防锈漆
7	人工	综合工	工日	1000	100	100000		人工	综合工
8	模板	木模	m ²	100	100	10000		模板	木模
9	脚手架	钢管	m	100	100	10000		脚手架	钢管
10	运输费	汽车	km	100	100	10000		运输费	汽车
11	管理费	综合	%					管理费	综合
12	利润	综合	%					利润	综合
13	税金	综合	%					税金	综合
14	合计							合计	
15	材料费							材料费	
16	人工费							人工费	
17	机械费							机械费	
18	管理费							管理费	
19	利润							利润	
20	税金							税金	
21	合计							合计	
22	材料费							材料费	
23	人工费							人工费	
24	机械费							机械费	
25	管理费							管理费	
26	利润							利润	
27	税金							税金	
28	合计							合计	
29	材料费							材料费	
30	人工费							人工费	
31	机械费							机械费	
32	管理费							管理费	
33	利润							利润	
34	税金							税金	
35	合计							合计	
36	材料费							材料费	
37	人工费							人工费	
38	机械费							机械费	
39	管理费							管理费	
40	利润							利润	
41	税金							税金	
42	合计							合计	
43	材料费							材料费	
44	人工费							人工费	
45	机械费							机械费	
46	管理费							管理费	
47	利润							利润	
48	税金							税金	
49	合计							合计	
50	材料费							材料费	
51	人工费							人工费	
52	机械费							机械费	
53	管理费							管理费	
54	利润							利润	
55	税金							税金	
56	合计							合计	
57	材料费							材料费	
58	人工费							人工费	
59	机械费							机械费	
60	管理费							管理费	
61	利润							利润	
62	税金							税金	
63	合计							合计	
64	材料费							材料费	
65	人工费							人工费	
66	机械费							机械费	
67	管理费							管理费	
68	利润							利润	
69	税金							税金	
70	合计							合计	
71	材料费							材料费	
72	人工费							人工费	
73	机械费							机械费	
74	管理费							管理费	
75	利润							利润	
76	税金							税金	
77	合计							合计	
78	材料费							材料费	
79	人工费							人工费	
80	机械费							机械费	
81	管理费							管理费	
82	利润							利润	
83	税金							税金	
84	合计							合计	
85	材料费							材料费	
86	人工费							人工费	
87	机械费							机械费	
88	管理费							管理费	
89	利润							利润	
90	税金							税金	
91	合计							合计	
92	材料费							材料费	
93	人工费							人工费	
94	机械费							机械费	
95	管理费							管理费	
96	利润							利润	
97	税金							税金	
98	合计							合计	
99	材料费							材料费	
100	人工费							人工费	

注：1. 本表为参考单价，实际价格应根据市场行情进行调整。
2. 本表仅供参考，不作为合同附件。